

2012年度保護者会合同総会 議案一覽

2013年2月21日
(SFJS-PJ-1302004)

保護者合同総会議案(1)

第1号議案 保護者会規約の改訂

保護者会規約、委員選出に関する規定(第5条)の修正。

幼稚部に関する記述が足りなかったため追加する。下記赤字部分を追加

第5条(クラス委員及び図書委員)

各校保護者会にクラス委員及び図書委員をおく。

- (1) クラス委員:各クラス2名選出し、クラスに関する保護者会関係一切の事務を担当する。必要に応じ学級会を開くことができる。担当クラスの当該年度の当番を免除される。但し他の学年に幼児、児童、生徒が在籍する場合は、その学年の当番は免除されない。
- (2) 図書委員:原則として各クラス1~2名選出し、図書に関する事務を担当する。担当クラスの当該年度の当番を免除される。但し他の学年に幼児、児童、生徒が在籍する場合は、その学年の当番は免除されない。

保護者合同総会議案(2)

第2号議案 保護者役員選出細則の改訂

保護者会役員選出細則「(2)選出方法」の修正。

推薦委員会が招集された場合は、委員会が役員選出方法決定の権限を有することを可能にする。下記取り消し線部分を削除、赤字部分を追加。

保護者会役員選出細則

(2)選出方法:

1. 候補者の受理:本補習校に在籍するもの保護者で、次のいずれかに該当する者

* 立候補者

* 学年、学級、グループ等の推薦による候補者

* 役員推薦委員会の定めた方法により選出された推薦による候補者(推薦委員会の構成:保護者会役員、学年委員長[クラス委員による互選]の代表者数名。委員長は保護者会会長兼任。)

保護者合同総会議案(3)

第3号議案 保護者会(合同)総会運営手続きに関する細則の改訂

「保護者会(合同)総会運営手続きに関する細則」の修正。

理由：将来のテクノロジーの変化に柔軟に対応した最適な議案提出形式を決定できるようにする。下記取り消し線部分を削除、赤字部分を追加。

保護者会(合同)総会運営手続きに関する細則

保護者会(合同)総会において採決する場合は、それぞれの総会開催3週間前までに役員(会長)宛で議案が**指定された形式で提出**送付またはFaxされること。

保護者合同総会議案(4)

第4号議案 保護者会規約の改訂

背景として、保護者会のシステム化により、過去の委員の経験が正確に把握できるようになってきた。過去の委員の経験回数も考慮して抽選して欲しいとの要望が多いため、すべての対象者から平等に抽選を行う方式のみでなく、過去の委員経験を考慮した抽選も行うことができるように規約を改正する。

第5条(クラス委員及び図書委員)

(3)選出:各学年毎に在籍する保護者の立候補、または抽選による。抽選において、保護者の過去の経験が把握できる場合は、過去の委員の経験回数が少ない者から選出させるように考慮しても良い。